

全国銀行個人信用情報センター のご案内



一般社団法人 **全国銀行協会**
全国銀行個人信用情報センター
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>



全国銀行個人信用情報センターとは

全国銀行個人信用情報センター（以下「センター」といいます。）は、消費者信用の円滑化等を図るために、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」といいます。）が設置、運営している個人信用情報機関で、ローンやクレジットカード等に関する個人信用情報を登録し、会員における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供しています。

センターの会員は、センターを利用することにより、消費者等への過剰貸付（多重債務）の防止や審査事務の迅速化を図っています。

センターの加盟資格は、次のとおりです。

- ①銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
- ②政府関係金融機関またはこれに準ずるもの
- ③信用保証協会法にもとづいて設立された信用保証協会
- ④個人に関する与信業務を営む法人で、上記①または②の推薦を受けたもの（クレジットカード会社、保証会社等）

加盟会員については、センターのウェブサイトでご確認いただけます。

情報交流 CRIN について

センターは、次の個人信用情報機関と提携して情報交流 CRIN（Credit Information Network）を実施しており、センターの会員および提携個人信用情報機関の会員は、各機関に登録されている延滞、代位弁済等の情報および本人申告情報の一部を相互に利用することができます。

各機関の会員資格、加盟会員、開示方法等は、各機関のウェブサイトおよびリーフレットをご参照ください。

当センターでは、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーに登録されている情報の本人開示はできません。(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーに登録されている情報の本人開示は、それぞれの情報機関にお申込みください。

<提携する個人信用情報機関>

- (株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>
(お問い合わせ 0570-055-955)
- (株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
(お問い合わせ 0570-666-414)

あなたの個人情報情報の保護

センターとその会員は、お客さまの個人情報情報を保護するために、次の措置を講じています。

- ① センターを設置、運営している全銀協は、個人情報保護法第 47 条にもとづく認定個人情報保護団体として個人情報保護委員会から認定を受けている「全国銀行個人情報保護協議会」に加盟しています。

同協議会は、「全国銀行個人情報センターにおける個人情報保護指針」（以下「自主ルール」といいます。）を制定し、センターとその会員に遵守を義務付けています。

※全国銀行個人情報保護協議会のウェブサイト

<http://www.abpdpc.gr.jp/>

- ② 会員は、ローンやクレジットカード等のお申込みやご契約に当たっては、申込書、契約書等により情報の利用・登録についてご本人の同意を得ることとしています。

なお、官報情報および不渡情報については、センターが登録し、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号に規定する共同利用を行っております。

- ③ 登録情報を利用できるのは、センターの会員および提携個人情報機関の会員に限っています。
- ④ 登録情報の利用目的は、与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査）等の自主ルールに定めるものに限定し、これ以外の目的に利用することは禁止しています。

なお、返済能力に関する情報の利用については、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 等により、返済能力の調査の目的に限定されています。

- ⑤ 会員がセンターおよび提携個人情報機関から得た情報を他者に知らせることは禁止しています。
- ⑥ センターおよびその会員は、自主ルールにもとづき、個人情報情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報情報の安全管理および目的外利用防止のために必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

本人開示の手続きについて

センターに登録されている情報の開示は、センターで郵送により受け付けております（**窓口での開示は行っておりません。**また、センターの会員では受け付けておりません。）。

センターの会員が登録情報開示報告書の提示等を求めることはありません。

センターは、お客さまのローンやクレジットカード等に関する個人信用情報を登録し、会員に提供しておりますが、**審査業務は一切行っておりません。**

受付は郵送のみとなります

本人

センターに下表の3つの必要書類をお送りください。センターから登録情報開示報告書を**本人限定受取郵便【特例型】**（簡易書留をご希望の場合は、簡易書留）でご本人（申込書の現住所欄にご記入いただいた自宅住所）に郵送させていただきます。

必要書類

- ① 登録情報開示申込書（ウェブサイト等から入手できます。）
- ② 本人確認資料 **2種類**（4頁の一覧表をご参照ください。）
- ③ 「本人開示手続き利用券」または「1,000円分の定額小為替証書」

代理人

開示対象者本人と代理人の本人確認資料が必要です。

本人の場合と必要書類が異なります。

手続き・必要書類の詳細は、ウェブサイトまたはお問い合わせ先でご案内しております。

1. 法定代理人（親権者、後見人等）による申込み

①登録情報開示申込書、②本人の本人確認資料、③法定代理人の本人確認資料、④法定代理権を証する公的資料、⑤「本人開示手続き利用券」または「1,000円分の定額小為替証書」

2. 任意代理人による申込み

①登録情報開示申込書、②本人の委任状（実印を押印）、③本人の印鑑登録証明書、④本人の本人確認資料、⑤本人の現住所が確認できる資料、⑥任意代理人の本人確認資料、⑦「本人開示手続き利用券」または「1,000円分の定額小為替証書」

●登録情報開示報告書は本人限定受取郵便【特例型】（ご本人が簡易書留をご希望の場合は、簡易書留）でご本人に直接郵送させていただきます。

本人が亡くなった場合

法定相続人に限り被相続人の開示ができます。この場合、被相続人の死亡を証する資料および法定相続人であることを証する資料が必要です。

手続き・必要書類の詳細は、ウェブサイトまたはお問い合わせ先でご案内しております。

ご用意いただく本人確認資料

次の資料のうち、氏名、生年月日が確認できる資料 **2種類** (うち1種類は自宅**現住所**を確認できるもの) をご用意ください。

原本のコピー

- 運転免許証 (住所等に変更がある場合はうら面も)
- 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降交付のもの)
- パスポート (現住所記載の面もコピー)
- 住民基本台帳カード (顔写真があるもの)
- 個人番号カード (マイナンバーカード)
(写真あり・おもて面のみコピー)
- 在留カードまたは特別永住者証明書
- 各種健康保険証 (現住所記載の面も)
- 公的年金手帳 (証書) ●各種障がい者手帳 (証書)

発行日から3か月以内の原本

- 戸籍謄本または抄本 ●住民票 (個人番号の記載のないもの)
- 印鑑登録証明書

※ 個人番号に関する「**通知カード**」は、**本人確認資料に当たりません**。個人番号が記載された「通知カード」や「個人番号カード」のうら面の写しをご送付いただいた場合は、ただちに復元不能な方法で廃棄いたします。

※ 基礎年金番号、各種健康保険証の記号や番号が記載されている場合は、見えないようにマスキングをしてください。

※ 日本国内の官公庁が発行したもので、有効期限があるものは有効期限内のものに限ります。

※ 上記以外の本人確認資料については、ウェブサイトまたはお問い合わせ先でご案内しております。

センターに返戻された登録情報開示報告書の取扱いについて

郵便局での「保管期限切れ」等により、センターに返戻された登録情報開示報告書は、センターに返戻された日から、1か月後に廃棄いたします。

返戻された登録情報開示報告書の再送をご依頼される場合は、再送代 (実費相当の切手) が必要となります。

登録情報に関する苦情受付について

開示した結果、登録内容が事実でない等のセンターの登録情報に関する苦情は、情報を登録した会員またはセンターで受け付けます。

利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の調査を行い、その結果、登録内容が事実ではないことが判明したときは、訂正等を行います。また、調査中はその旨を登録情報に表示します。

センターに苦情を申し立てられる場合、センター所定の異議申立書、本人確認資料等が必要となります。

センターでは当該会員に調査を依頼し、後日、その結果を書面によりご本人に本人限定受取郵便【特例型】(簡易書留をご希望の場合は、簡易書留) で郵送いたします。

苦情受付に係る詳しい手続きは、ウェブサイトまたはお問い合わせ先でご案内しております。

「本人開示手続き利用券」または「1,000円分の定額小為替証書」の購入について

○「本人開示手続き利用券」は、お近くのコンビニでご購入ください。

コンビニ名	購入金額	操作端末※3
セブン-イレブン	1,124円 ※1	マルチコピー機のトップ画面で チケット⇒セブンチケット ⇒セブンコード検索を選択し セブンコード(086-573)を入力して ください。
ローソンまたは ミニストップ	1,200円 ※2	Loppi 端末のトップ画面で 各種番号をお持ちの方を選択し JTB 商品番号(0254444)を入力し てください。
ファミリーマート	1,200円 ※2	Fami ポート端末のトップ画面で チケット⇒JTB トラベル・レジャー ⇒商品番号入力を選択し JTB 商品番号(0254444)を入力し てください。

- ※1 開示手数料1,000円(送料含む)とチケット事務手数料124円を含みます。
※2 開示手数料1,000円(送料含む)とチケット事務手数料200円を含みます。
※3 出力された「払込票」または「受付票(申込券)」を30分以内にレジに持っていき、代金をお支払いください。支払い後、お受け取りになった「本人開示手続き利用券」を開示申込書に同封してください。

○「1,000円分の定額小為替証書」は、郵便局またはゆうちょ銀行直営店でご購入ください。

※額面金額とは別に発行手数料が定額小為替証書1枚につき100円追加が必要です。

手続き等に関するお問い合わせ先

 **0120-540-558**

※ 携帯電話から 03-3214-5020

受付時間：月曜日～金曜日

(土、日、祝日、年末年始はお休みさせていただきます。)

9:00～12:00 / 13:00～17:00

申込・申請・申告書類等郵送先

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

センター事務所窓口での受付は行っていません。

(2021年3月版)

コンビニプリントに必要な プリント予約番号、ユーザー番号

各種申込書等をセブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラに設置してあるマルチコピー機で入手できます。

セブン・イレブンの場合は、マルチコピー機の「ネットプリント」でJで始まる8桁のプリント予約番号を入力し、プリントしてください。

ファミリーマート、ローソン、ポプラの場合は、マルチコピー機の「ネットワークプリント」でSで始まる10桁のユーザー番号を入力し、プリントしてください。

1 登録情報開示申込書

	コンビニ名	プリント予約番号 ユーザー番号
ご本人による 本人開示	セブン・イレブン	JBA10001
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA10001
法定代理人による 本人開示	セブン・イレブン	JBA10002
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA10002
任意代理人による 本人開示	セブン・イレブン	JBA10003
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA10003
法定相続人による 本人開示	セブン・イレブン	JBA10004
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA10004

2 本人申告登録申請書

	コンビニ名	プリント予約番号 ユーザー番号
本人確認資料の 紛失・盗難	セブン・イレブン	JBA20001
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA20001
同姓同名	セブン・イレブン	JBA20002
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA20002

3 貸付自粛申告書

	コンビニ名	プリント予約番号 ユーザー番号
登録・訂正	セブン・イレブン	JBA30001
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA30001
撤回・取消	セブン・イレブン	JBA30002
	ファミリーマート ローソン (※)	SSJBA30002

※ポプラを含みます。

センターに登録される個人情報と登録期間

センターに登録される個人情報とその登録期間は、次のとおりです。

なお、各情報は、登録期間経過時に自動的に削除されます。

登録情報	登録期間
<p>◆取引情報 ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況（入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む。）の履歴</p>	<p>契約期間中および契約終了日（完済されていない場合は完済日）から5年を超えない期間</p>
<p>◆照会記録情報 会員がセンターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み・契約の内容等</p>	<p>当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6か月を超えない期間</p>
<p>◆不渡情報 手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分</p>	<p>第1回目不渡は当該発生日から6か月を超えない期間 取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間</p>
<p>◆官報情報 官報に公告された破産・民事再生開始決定等 ※免責決定等の情報は登録されません。</p>	<p>当該決定日から10年を超えない期間</p>
<p>◆本人申告情報 本人確認資料の紛失・盗難、同姓同名別人の情報がセンターに登録されており、自分と間違えられるおそれがある旨等のご本人からの申告内容</p>	<p>登録日から5年を超えない期間</p>
<p>◆貸付自粛情報 ご本人に浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることから、自らを自粛対象者とする旨のご本人からの申告内容</p>	<p>申告日から5年を超えない期間</p>

(注) 各情報には、ご本人であることを特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等と一部情報にはその履歴）があわせて登録されます。

本人申告の手続きについて

本人申告とは、ご本人からの申告にもとづき、センターが次の申告内容を登録する制度です。

紛失・盗難

運転免許証等本人確認資料の紛失または盗難により名義を冒用される可能性がある場合

同姓同名別人

センターに同姓同名かつ同一生年月日の別人の情報が登録されており、ご本人と間違えられる可能性がある場合

登録された情報は、当該会員の与信取引上の判断を拘束するものではありませんのでご承知おきください。

また、会員によるセンターへの情報の照会は、会員の与信取引上の判断に限定されるため、預金口座開設時には行われなことをご承知おきください。

受付は郵送のみとなります

- ① 本人申告登録申請書（ウェブサイト等から入手できます。）
- ② 本人確認資料
- ③ 切手（必要額はウェブサイト等をご覧ください。）
- ④ 添付資料

【本人確認資料】

氏名・生年月日・住所が確認できる資料（1種類は現住所を確認できるもの）で、日本国内の官公庁等（健康保険組合を含み、外国政府機関を除く。）が発行した、有効期限内のものがが必要です。下表のⅠ群から1種類、またはⅡ群から2種類を同封ください。

【Ⅰ群】（1種類でよい書類）

原本のコピー

- 運転免許証（住所等に変更がある場合はうら面も）
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 住民基本台帳カード（顔写真があるもの）
- 個人番号カード（マイナンバーカード）
（写真あり・おもて面のみコピー）
- 在留カードまたは特別永住者証明書
- 各種障がい者手帳

本人申告の手続きについて

〔Ⅱ群〕（2種類必要な書類）

原本のコピー

- パスポート（現住所記載の面もコピー）
- 各種健康保険証（現住所記載の面も）
- 公的年金手帳（証書）（住所が確認できるもの）

発効日から3か月以内の原本

- 戸籍謄本または抄本
- 住民票（個人番号の記載のないもの）
- 印鑑登録証明書

- ※ 個人番号に関する「通知カード」は、本人確認資料に当たりません。個人番号が記載された「通知カード」や「個人番号カード」のうら面の写しをご送付いただいた場合は、ただちに復元不能な方法で廃棄いたします。
- ※ 基礎年金番号、各種健康保険証の記号や番号が記載されている場合は、見えないようにマスキングをしてください。
- ※ 日本国内の官公庁が発行したもので、有効期限があるものは有効期限内のものに限ります。
- ※ 上記以外の本人確認資料については、お問い合わせ先でご案内しております。

【添付資料】紛失・盗難の場合

本申請の前に必ず最寄の**警察に紛失届・被害届を提出**のうえ、次のいずれかの資料を同封ください。

- ・再交付申請書等のコピー
- ・紛失届の受理票、警察署への被害届等の受理票等のコピー
- ・警察署等から手交された受理番号がわかる資料・メモのコピー
- ・「受理票等を提出できない理由書」
(警察署・交番等の名称、警察署等から口頭で伝えられた受理番号を記入ください。)

【添付資料】同姓同名別人の場合

- ・本籍地の市区町村役所から取り寄せた戸籍の附票の写し（5年以内に本籍地を移転している場合は、旧本籍地の戸籍の附票の除票の写しも必要）

貸付自粛申告の手続きについて

貸付自粛制度とは

ご本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、ご本人自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等または親族のうち一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を当センターに対して申告することにより、当センターに貸付自粛情報を登録し、一定期間、当センターの会員に対してその情報を提供する制度です。

日本貸金業協会との情報連携

当センターは、受付した申告にもとづく貸付自粛情報を日本貸金業協会に提供し、また、日本貸金業協会が受付した貸付自粛情報の提供を受けることにより、それぞれで受付した申告が当センターに登録されるとともに、日本貸金業協会が指定する個人信用情報機関（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シー）においても登録され、それぞれの会員が利用できるよう情報連携します。

貸付自粛情報がセンターおよび日本貸金業協会が指定する各情報機関に登録された場合であっても、当該情報は、センターおよび各情報機関の**会員による与信判断を拘束するものではありません**のでご承知おきください。

その他、事前にご同意いただく承諾事項がありますので十分ご留意ください。

申告できるのは**ご本人のみ**です。

ご家族が手続きすることは原則できません（ただし法定代理人等の場合を除きます。）。

受付は郵送のみとなります

- ① 貸付自粛申告書と貸付自粛に係る承諾事項（ウェブサイト等から入手できます。）
- ② 申告者の本人確認資料
- ③ 切手（必要額はウェブサイト等をご覧ください。）
- ④ 追加資料（法定代理人等による申告の場合）

【申告者の本人確認資料】

下記の本人確認資料のうち、**2種類必要**になります。

原本のコピー

- 運転免許証（住所等に変更がある場合はうら面も）
- 運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの）
- パスポート（現住所記載の面もコピー）
- 個人番号カード（マイナンバーカード）
（写真あり・おもて面のみコピー）
- 在留カードまたは特別永住者証明書
- 各種障がい者手帳
- 住民基本台帳カード
（氏名、住所、生年月日の記載があるもの）

- 各種健康保険証（現住所記載の面も）
- 公的年金手帳（証書）（現住所記載の面も）
- その他官公庁から発行または発給された書類で、氏名、住居、生年月日の記載があり、かつ官公庁が本人の写真を貼り付けたもの。

発行日から6か月以内の原本

- 印鑑登録証明書（原本）
- ※ 印鑑証明書の場合は申告書類へ実印の押印が必要

- ※ 個人番号に関する「通知カード」は、本人確認資料に当たりません。個人番号が記載された「通知カード」や「個人番号カード」のうら面の写しをご送付いただいた場合は、ただちに復元不能な方法で廃棄いたします。
- ※ 基礎年金番号、各種健康保険証の記号や番号が記載されている場合は、見えないようにマスキングをしてください。
- ※ 日本国内の官公庁が発行したもので、有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります。
- ※ 上記以外の本人確認資料については、お問い合わせ先でご案内しております。

【追加資料】 法定代理人等による申告の場合

- 法定代理人等のうち未成年者の親権者の場合
 - ・戸籍全部事項証明書または自粛対象者本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書（原本）
- 未成年者の親権者以外の法定代理人等の場合
 - ・法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本または後見登記ファイルの登記事項証明書（原本）
 - ※ 自粛対象者が所在不明（失踪中）である場合の配偶者または親族による申告の場合は、一定の条件がありますので詳細はウェブサイトをご確認ください。

※貸付自粛申告の受付についての注意事項

受付については、当センターに申告書が到着した後、お電話でご本人確認をさせていただき、ご本人の意思確認ができない場合は受理できません。なお、法定代理人等による申告の場合は、法定代理人等の方にお電話をさしあげます。

申告書には**平日の日中にご連絡できる電話番号を必ずご記入ください。**

※撤回の制限

貸付自粛の申告を受理された日から**3か月が経過するまで貸付自粛情報の撤回をすることができません。**

貸付自粛情報等に関するお問い合わせは、日本貸金業協会
で受け付けます。

日本貸金業協会（電話での受付）
9：00～17：00（土・日・祝日 12/29～1/4 を除く）
ナビダイヤル 0570-051-051